

国有林 104・105 林班開発事業計画概要書

平成 22 年 1 月 25 日

1. 採取予定地

千葉県富津市大字桜井字鬼泪山国有林 104 林班、105 林班の一部

2. 採取の目的及び採取土砂等の用途（使途）

コンクリート用の骨材資源

3. 採取の計画

(1) 採取の期間

平成 24 年 6 月 1 日～平成 44 年 5 月 31 日（第一期 20 年間）

平成 44 年 6 月 1 日～平成 64 年 5 月 31 日（第二期 20 年間）

平成 64 年 6 月 1 日～平成 74 年 5 月 31 日（第三期 10 年間）

(2) 採取地目及び面積 山林 1,440,000 m²

（うち民有地の 370,000 m²を含む）

(3) 採取量 約 116,000,000 m³（第一期～第三期 50 年間）

（うち民有地の 17,000,000 m³を含む）

(4) 採取跡地の利用計画 跡地整備を行い山林に復元

4. 洗浄プラントの有無 ○有 無

5. 加入組合の名称

東京国有林採石協会

千葉県中部山砂事業協同組合

6. 事業者

きなだ国有林同業会 会長 青木達郎
事務所 住所 千葉県富津市鶴岡 486-1
連絡者 氏名 事務局長 吉住敏彦
TEL 0439-66-0111
FAX 0439-66-0015

7. 添付書類

- (1) 採取予定地の位置図 (縮尺 1/50,000)
別添資料・1 のとおり
- (2) 採取予定地の周辺図 (写真)
別添資料・2 のとおり
- (3) 主な運搬経路及び搬出先 (港湾)
別添資料・3 のとおり
- (4) 採取予定地の国有林 104・105 林班事業平面図 (縦横断図)
別添資料・4 のとおり
- (5) 土砂等の採取業者登録の有無
別添会員名簿資料・5 のとおり
- (6) 鬼泪山国有林 104・105 林班の一部の山砂採取事業計画について
別添資料・6 のとおり

以上

置位

十地の所在：千葉県富津市大字樓井字鬼泪出有國104、105林班外

7

中口

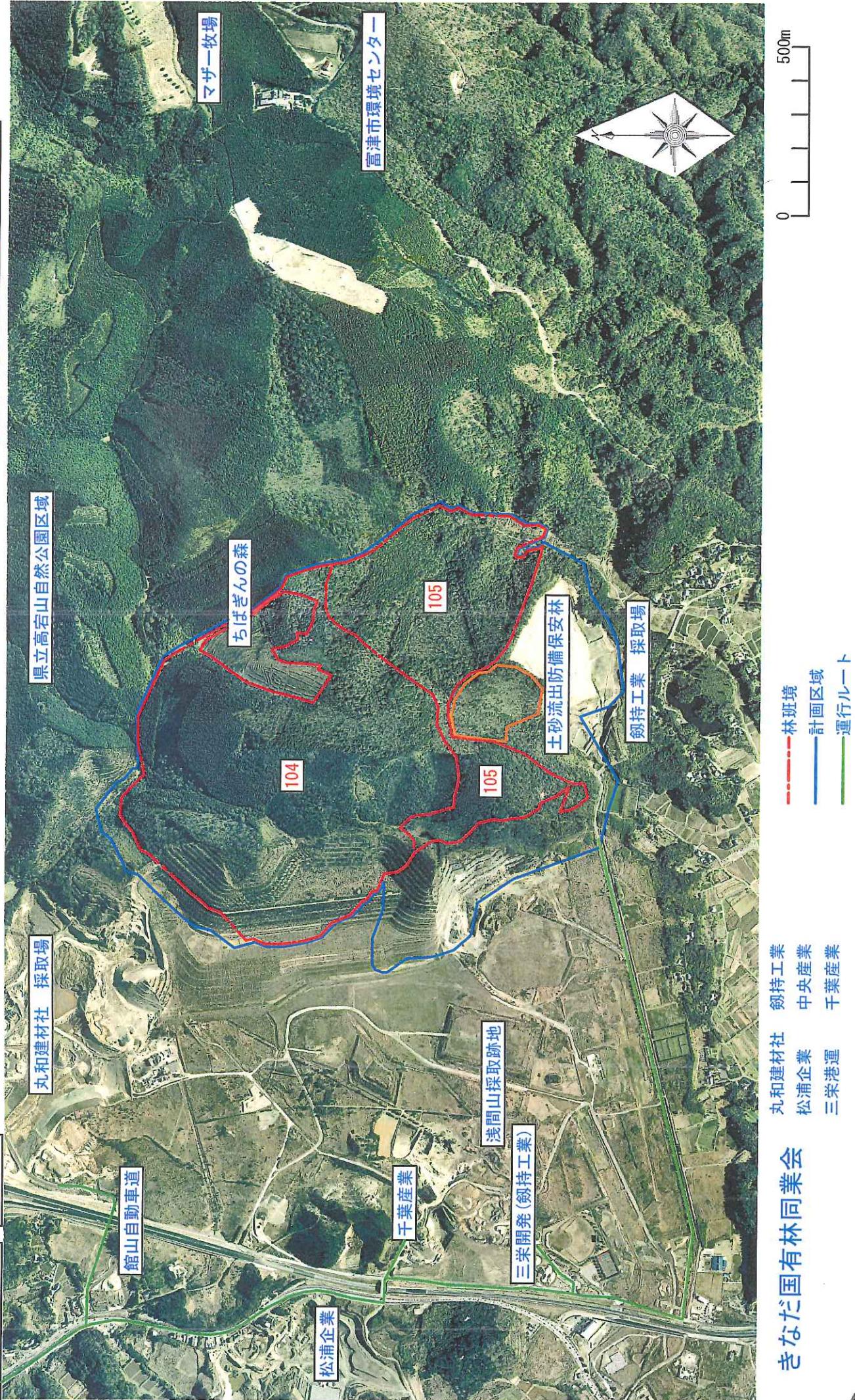
7

中口

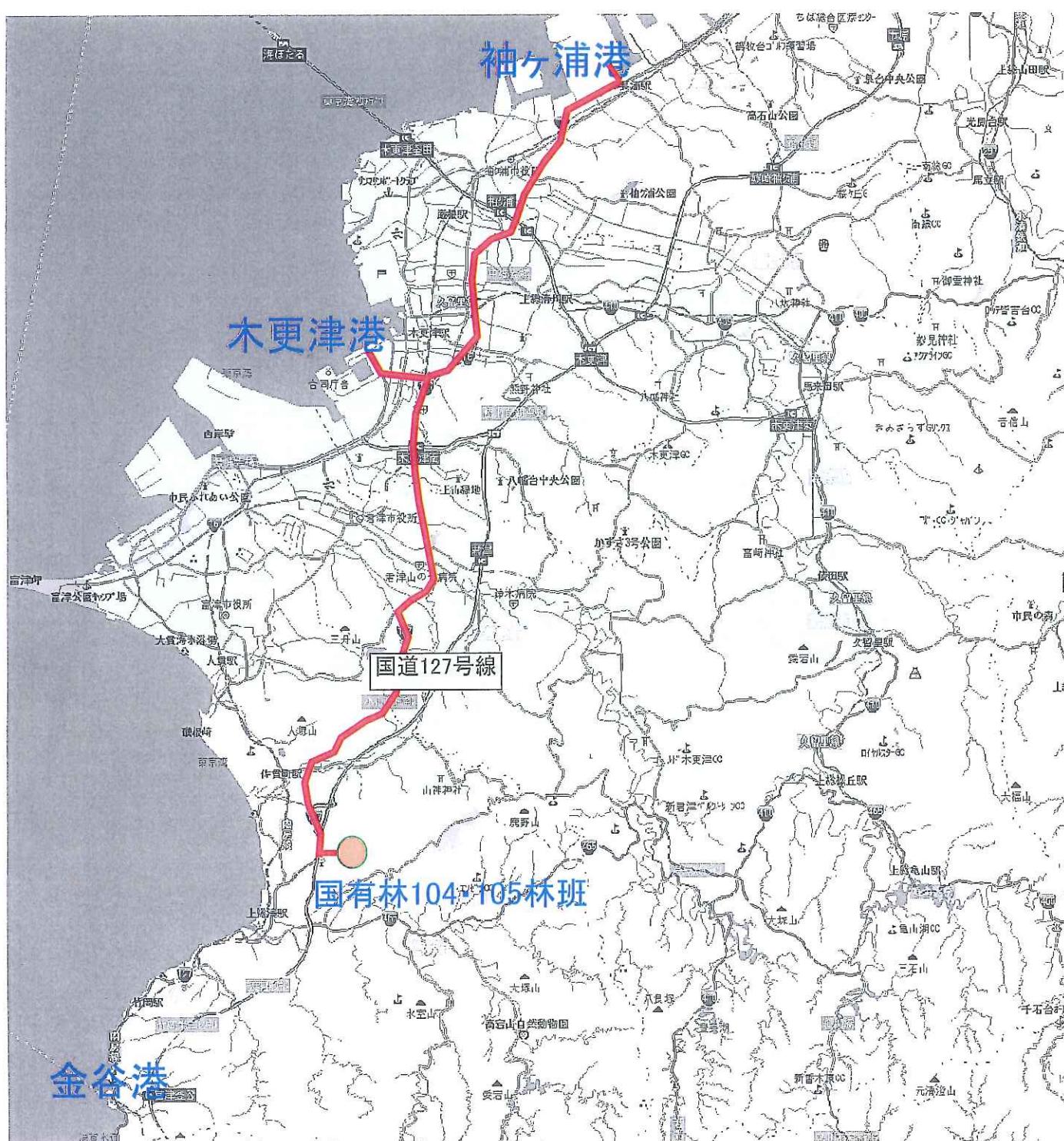
國	有	林	
県立高宕山自然公園			
南房総国定公園(第1種)			
H	(第2種)		
u	(第3種)		
市	信		
一	般		
高	規		
土	砂		
採	取		
職	業		

区
圖

採取予定地の周辺図（写真）



国有林104・105林班から港までの運搬ルート



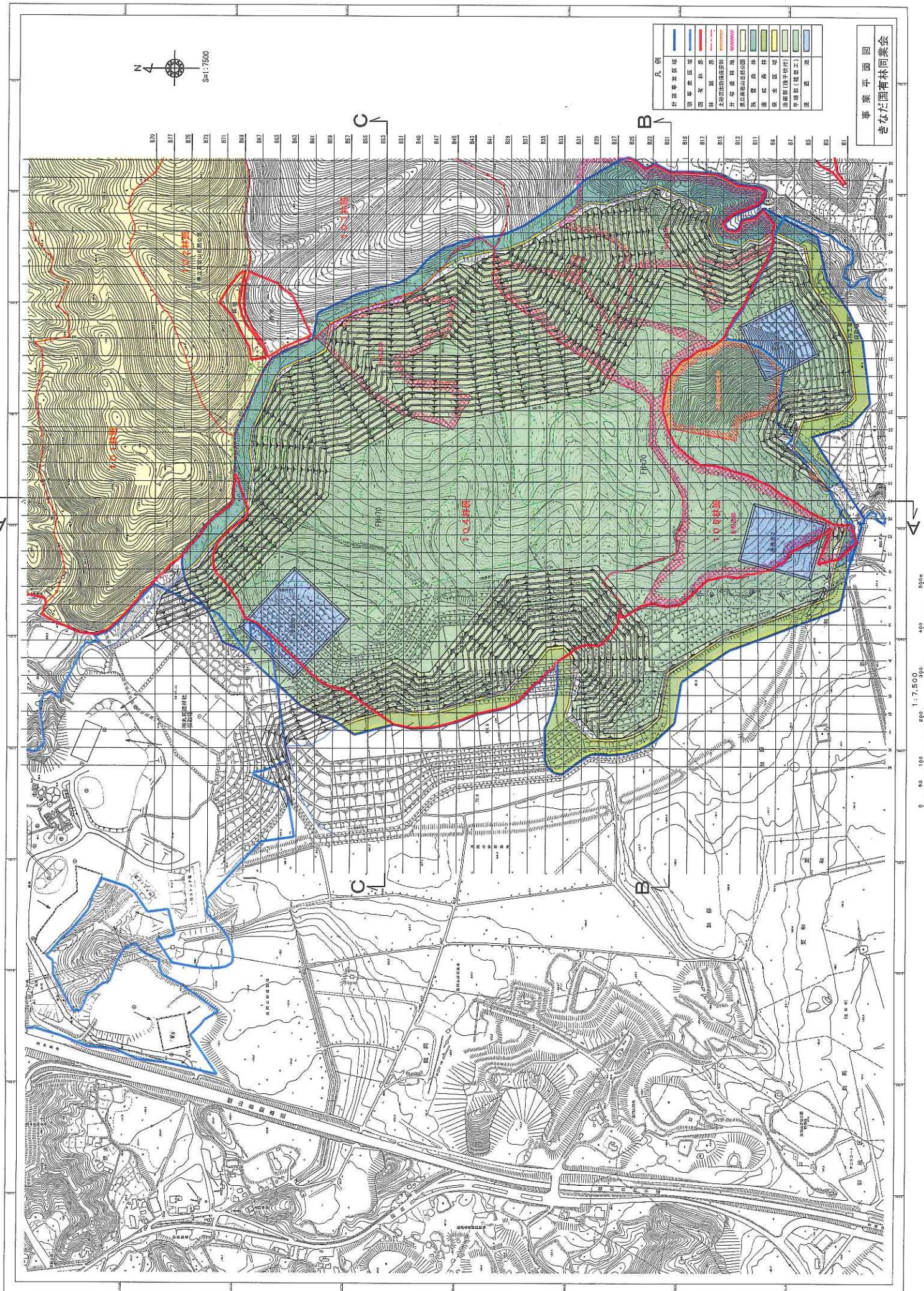
運搬ルート

ダンプトラックによる運搬距離

国有林104・105林班から木更津港まで 約20km

国有林104・105林班から袖ヶ浦港まで 約29km

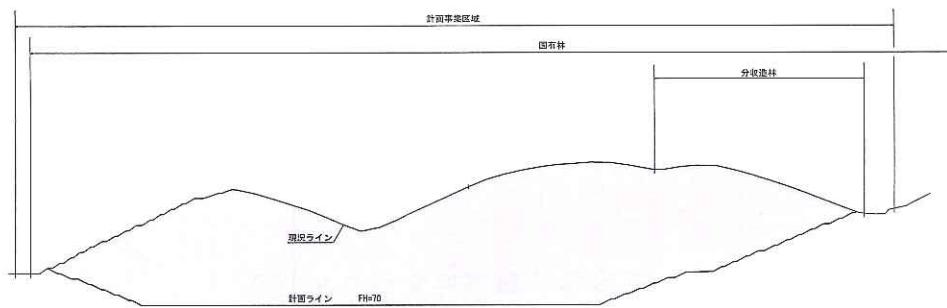
※製品砂の搬出先は首都圏全域に及び、東京、神奈川については木更津港、袖ヶ浦港から船舶を利用し東京湾内の岸壁まで運搬します。なお、採取場から国道127号線までは既設場内道路を利用し、これまでと同様に生活道路は使用しません。したがって周辺住民への影響は軽微と考えます。



縦横断図

縮尺 V=1:6000
H=1:6000

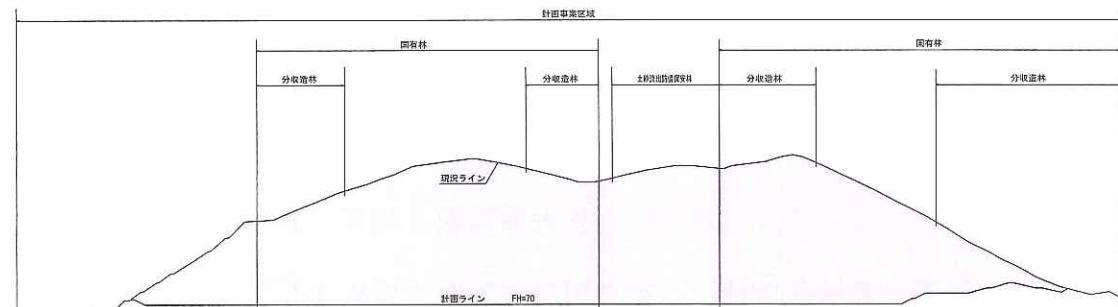
C-C
(B53)



LL=0.00

K—
I—
G—
E—
C—
A—
1—
3—
5—
7—
9—
11—
13—
15—
17—
19—
21—
23—
25—
27—
29—
31—
33—
35—
37—
39—
41—
43—
45—
47—
49—
51—
53—
55—

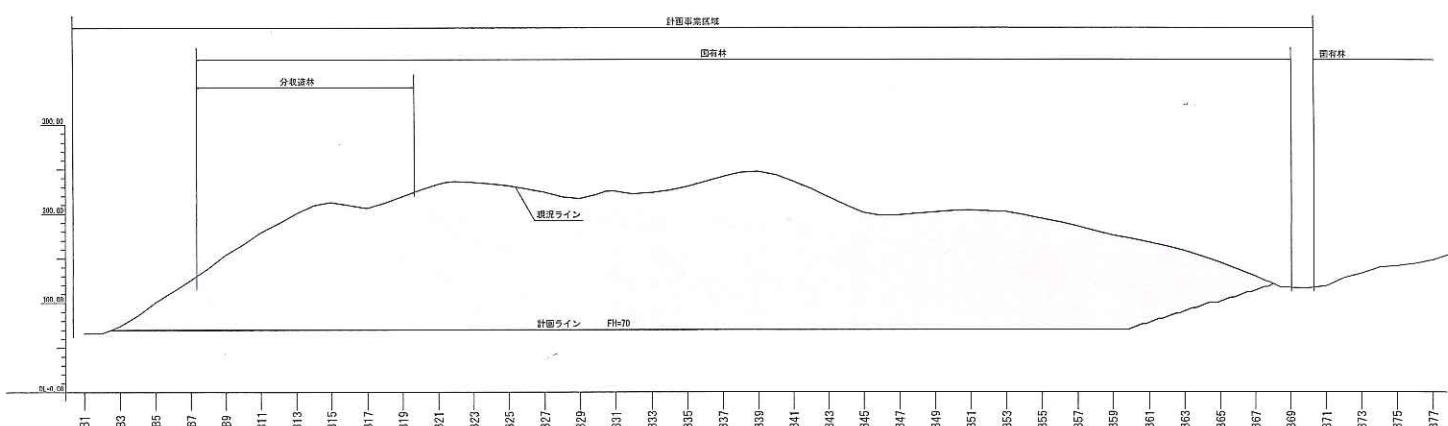
B-B
(B21)



BL=0.00

K—
I—
G—
E—
C—
A—
1—
3—
5—
7—
9—
11—
13—
15—
17—
19—
21—
23—
25—
27—
29—
31—
33—
35—
37—
39—
41—
43—
45—
47—
49—
51—
53—
55—

A-A
(B4.17)



きなだ国有林同業会会員名簿

平成 22 年 1 月 25 日

代表 住所 千葉県富津市鶴岡 486-1

氏名 きなだ国有林同業会会长 青木達郎

(会員 6 名)

鋤持工業株式会社 千葉県君津市外箕輪 2-26-20

代表取締役 鋤持純一

三栄港運株式会社 千葉県木更津市潮見 4-18-8

代表取締役 松田紀道

千葉産業株式会社 千葉県富津市鶴岡 457

代表取締役 増尾光彦

中央産業株式会社 千葉県木更津市吾妻 2-7-20

代表取締役 杉田 満

松浦企業株式会社 神奈川県鶴見区寛政町 1-6

代表取締役 松浦源至郎

有限会社丸和建材社 千葉県富津市鶴岡 486-1

代表取締役 青木龍一

会員六名は何れも東京国有林採石協会および千葉県中部山砂事業協同組合に入会しており、特に東京国有林採石協会は全会員の積立金に質権を設定し、採取跡地緑化に関して林野庁に対して連帶して緑化保証を行っています。

鬼泪山国有林 104 林班、105 林班の一部の山砂採取事業計画について

きなだ国有林同業会

1. 国有林開発の意義

山砂資源の確保は容易なものではなく、資源の枯渇による操業の継続が困難となり、富津市の国有林周辺で操業しております山砂採取業者は休業や廃業せざるを得ません。

このような事態に陥りますと社会資産の基盤整備に資する洗い砂等の逼迫を招き、千葉県内をはじめ公共事業等の建設に不測の事態を招くであろう事は容易に想像できるところです。

また国有林 104 林班、105 林班の一部に集約して開発する事は、各事業者が分散して開発するよりも環境に与える負荷、影響は少ないものと確信致しております。

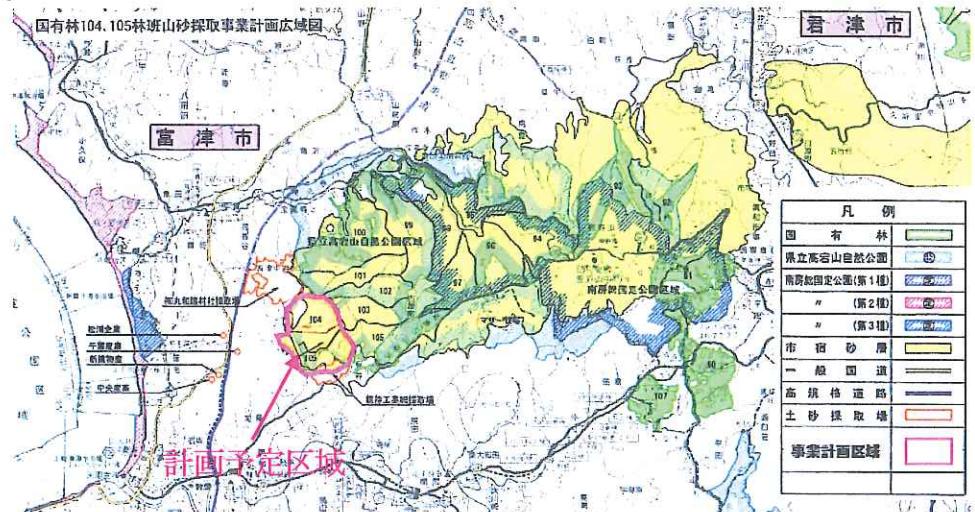
2. 国有林 104、105 林班の開発について

国有林 104 林班、105 林班の一部とは、かつてゼネコン大手 6 社が、砂利採取認可を受けてベルトコンベアによる大規模採掘を行い、現在では撤退した浅間山採掘跡地の国有林 104 林班と 105 林班の一部を地元業者が引き続き開発しようとするものです。

この 104、105 林班は、国有林の分類では‘資源の循環利用林’という位置づけで、木材等の森林で生産される産物の持続的な生産及び農業、鉱業等の生産活動の場の提供に係る機能を發揮させるべき森林となっています。

そのような位置づけの中で過去に開発を行なった民有地と併せて、開発可能な面積としては約 144 ヘクタール、採掘可能な土量は、約 1 億立米というものです。

この区域を環境と景観に配慮し約 50 年間に亘り開発するものです。



3. 環境に与える負荷低減について

(1) 開発と環境保全

この事業が、環境に与える負荷には十分に認識しておりますので地下水及び生態系に与える影響についても環境アセスメントにより詳細な調査を行ないしかるべき対応を採ります。

砂の洗浄による汚泥水は、場内循環により施設内にて凝集・沈降処理の後、清浄水と泥分とに分離し清浄水は、洗浄水として繰返し利用するので河川、海へ泥水等が流入することは一切無く泥分については固化して緑化基材等に利用いたします。

また、採取事業の完了後の跡地へは表土・発生土で客土そして植樹し、法面には速やかな緑化を行いますが、過去に国有林 104 林班を開発し、跡地の緑化事業を完了させた浅間山関係六社の例を参考（右写真）に、法面角度については、一般的な砂山の 45 度に対し 23 度以下とし、小段、



法面にも植樹を行ない採掘前に近い森林に復元致します。

(2) 建設残土、産業廃棄物に対する懸念

この国有林開発事業は、山砂採取事業ですので、開発区域へ建設残土、産業廃棄物は一切持ち込みませんし持ち込めるものではありません。

国有林採掘跡地の緑地造成に使われる用材は、国有林からの表土・発生土を使用します。

(3) ダンプトラック増車の懸念

本事業は、きなだ国有林同業会6社が現在、採掘している山砂採取場の資源枯渇により国有林を開発するので生産・出荷数量は、現状を維持するものでありダンプトラックの台数が増えるという事はありません。

またダンプトラックの走路については、周辺住民に影響を与える事無く場内から国道にいたるまで全て事業区域内を走行出来るものです。

4. 雇用、経済波及効果及び税収について

(1) 地場産業としての役割

山砂採取事業とは地元の中小企業による地場産業として永年に亘り地元雇用に貢献しております。

ここ数年の景気低迷に対し、国内需要に対応した我々の山砂産業は、関係する運輸関係（船舶、陸送）において海運会社7社、地元ダンプカー協会には41社の運送業者が加入しており、これら運送会社が雇用する人員及び運送業に関連するサービス業の雇用創出に微力ではありますが、貢献していると自負しております。

(2) 経済波及効果

本事業については、事業の実施による①直接効果（32.4億円）、他産業に波及する②1次波及効果（12.3億円）、増加した消費を賄う③2次波及効果（7.2億円）を併せますと年間約52億円の経済波及効果と約284人の新たな雇用創出効果が期待されます。※ちばぎん総研調査報告書参照

(3) 税収確保

税収面については、千葉県の山砂運搬に不可欠なダンプトラックの使用する軽油（軽油税）は地方税であり、この区域においては約8.7億円の軽油税と木更津、袖ヶ浦湾等における港湾荷役による山砂取扱では、岸壁施設使用料により約4億円の税収確保に貢献しております。

また長期操業の実現が叶えば製砂プラント等の新設により地元富津市への税収（固定資産税）にも貢献するものです。

5. 課題及び今後の方針

近年の自然環境の保全に関する世論の高まりは山砂採取をはじめとする開発事業等に対し自然環境の破壊者というイメージを与えているように思われます。

過去に一部の事業者の中には採取跡地の緑化を行わずに放置したまま廃業や倒産する事業者もあったことからこのような事態を招いたものと思いますが、多くの事業者は社会の山砂需要に応えるため安定的に事業を継続する努力をしております。

私共、きなだ国有林同業会（6社）は、共同して計画的に秩序ある山砂採取事業を目指すことが時代の要請ではないかと考えるに至り、国有林開発におきましても、採取箇所におけるパトロール等監視体制の整備、又、県当局のご指導と砂利採取法等の法令遵守並びに周辺住民との対話と協調を継続しながら環境に配慮した事業推進と採取跡地の緑化をお誓いするものであります。